

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	長崎県離島医療圏組合→長崎県病院企業団						
プ ラ ン の 名 称	長崎県離島医療圏組合病院改革プラン(中対馬病院)→長崎県病院企業団病院改革プラン						
策 定 日	平成 改定	平成 21年	3月 31日	平成 22年	3月 25日		
対 象 期 間	平成 21年度		～	平成 23年度			
病院 の 現 状	病 院 名	長崎県離島医療圏組合中対馬病院→長崎県中対馬病院					
	所 在 地	長崎県対馬市美津島町雉知甲1304-1					
	病 床 数	一般90 療養37 結核8 感染4 合計139床					
	診 療 科 目	内科 神経内科 循環器内科 リウマチ科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○島内唯一の結核病床</li> <li>○第二種感染症指定医療機関</li> <li>○へき地医療拠点病院</li> <li>○二次救急輪番制病院</li> </ul>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	○一般会計負担の考え方として、一部事務組合の経費の負担区分として、地方公営企業法第17条の2の趣旨に基づき、長崎県と市町の経費の負担区分を明確にし、病院経営の安定及び離島医療の確保向上を図ることを目的として、組合を組織する県及び関係市町間で、「長崎県離島医療圏組合構成団体負担要綱」を定めている。						
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	101.7	100.2	102.2	101.9	100.8	
	職員給与費比率	51.4	53.3	53.4	53.4	53.4	
	病床利用率	89.8	89.5	86.0	86.0	86.0	
	医業収支比率(%)	90.8	86.9	88.4	88.2	88.2	
	材料費比率(%)	17.7	17.9	17.7	17.7	17.7	
	経費比率(%)	32.5	35.6	34.8	34.8	34.8	
上記目標数値設定の考え方	○計画前からの経常黒字を計画期間中に更なる改善を図る。 (経常黒字化の目標年度: 年度)						

				団体名 (病院名)	長崎県病院企業団 (中対馬病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
診療所への医師派遣(延人数)		80	80	80	80	80	
住民健診件数(延件数)		120	120	120	120	120	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○平成21年度から導入した医師給与に係る年俸制を適切に実施し、医師の意欲的な取り組みを評価する。				
		事業規模・形態の見直し	○平成21年4月に県立2病院と統合し、新たに公営企業法を全部適用する「長崎県病院企業団」で運営する。				
		経費削減・抑制対策	○平成21年度の長崎県病院企業団に伴い、材料費(薬品・診療材料など)及び経費(賃借料・委託料など)について、共同購入等を実施するとともに、地方公営企業法を全部適用し、職員のコスト意識の高揚に努め、費用の削減に努める。 ○診療材料のSPDの再構築で、経費削減を目指す。				
		収入増加・確保対策					
		その他					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	90.0%	19年度	89.8%	20年度	84.8%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○再編・ネットワーク化計画の具体化と併せて検討する。					

団体名  
(病院名)

長崎県病院企業団  
(中対馬病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	○二次医療圏域内には、当組合3病院(対馬いづはら・中対馬・上対馬)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	○「県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会」からの報告の中で、当組合の3病院のあり方について、対馬いづはら病院への入院医療機能の集約化の方向性が示されている。また、長崎県では、「公立病院改革プラン検討協議会」を設置し、「公立病院の再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」について」の報告書が提出され、入院機能については基幹病院が、外来機能については診療所等が役割を担うよう提示されている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ③平成21年度中	<内容> ①「対馬市医療等対策検討委員会」からの報告を受けて、市での検討及び結論のとりまとめを予定している。 ②市のとりまとめを受けて、県と協議のうえ、長崎県病院企業団の方針を決定する予定。 →対馬いづはら病院と中対馬病院については、移転新築統合してひとつの病院とする方針を決定済み。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	○長崎県病院企業団の議会、構成団体の長による運営会議及び各地域に設置する運営協議会へ報告し、評価を実施する。 ○議会へ報告後、ホームページへ掲載することにより公表する。 ※運営協議会は、地域の医療関係者など外部の委員で構成される。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年12月頃		
	その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	長崎県病院企業団 (中対馬病院)
--------------	---------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,589	1,587	1,542	1,579	1,579	1,579
	(1) 料 金 収 入	1,537	1,537	1,500	1,531	1,531	1,531
	(2) そ の 他	52	50	42	48	48	48
	うち他会計負担金						
	2. 医 業 外 収 益	241	232	244	260	258	238
	(1) 他会計負担金・補助金	213	203	217	232	230	210
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	18	18	15	18	18	18
	(3) そ の 他	10	11	12	10	10	10
	経 常 収 益 (A)	1,830	1,819	1,786	1,839	1,837	1,817
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,757	1,747	1,722	1,787	1,791
(1) 職 員 給 与 費 c		800	816	803	843	843	843
(2) 材 料 費		278	281	267	279	279	279
(3) 経 費		535	516	529	549	549	549
(4) 減 価 償 却 費		116	118	103	100	104	104
(5) そ の 他		28	16	20	16	16	16
2. 医 業 外 費 用		43	41	41	12	12	12
(1) 支 払 利 息		10	10	10	10	10	10
(2) そ の 他		33	31	31	2	2	2
経 常 費 用 (B)		1,800	1,788	1,763	1,799	1,803	1,803
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	30	31	23	40	34	14	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	1	1	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	2	2	2	1	1	1
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	-2	-1	-1	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	28	30	22	40	34	14	
累 積 欠 損 金 (G)							
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,169	1,267	1,350	1,405	1,474	1,523
	流 動 負 債 (イ)	121	101	112	110	110	110
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引不良債務 (オ)	-1,048	-1,166	-1,238	-1,295	-1,364	-1,413	
〔(イ)-(エ)〕-〔(ア)-(ウ)〕							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	-77	-118	-72	-57	-69	-49	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.7	101.7	101.3	102.2	101.9	100.8	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-66.0	-73.5	-80.3	-82.0	-86.4	-89.5	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.4	90.8	89.5	88.4	88.2	88.2	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	50.3	51.4	52.1	53.4	53.4	53.4	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	90.0	89.8	84.8	86.0	86.0	86.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	長崎県病院企業団 (中対馬病院)
--------------	---------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
	1. 企業債	40	15	16	30	16	16
収 入	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	35	33	26	24	26	26
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金		10				
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計(a)	75	58	42	54	42	42
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
	純計(a)-(b)+(c)(A)	75	58	42	54	42	42
支 出	1. 建設改良費	110	42	64	97	64	64
	2. 企業債償還金	57	56	47	42	47	47
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計(B)	167	98	111	139	111	111
差引不足額(B)-(A)(C)	92	40	69	85	69	69	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	87	38	66	80	66	66
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	5	2	3	5	3	3
計(D)	92	40	69	85	69	69	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	( ) 213	( ) 203	( ) 217	( ) 232	( ) 230	( ) 210
資本的収支	( ) 35	( ) 33	( ) 26	( ) 24	( ) 26	( ) 26
合計	( ) 248	( ) 236	( ) 243	( ) 256	( ) 256	( ) 236

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。